

# いじめ防止基本方針

磐田市立大藤小学校

平成26年度 策定

## I. いじめ防止のための基本理念

### ① いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係がある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」であり、起こった場所は学校の内外を問わない。  
(文部科学省ホームページより抜粋)

### ② いじめの理解

「いじめ」の代表的な行為は、「からかい」「いじわる」「いたずら」「いやがらせ」「陰口」「無視」などであり、個々の行為だけを見れば、好ましくはないものの、日常によくあるトラブルである。

それだけに、気付かずに見過ごしたり、気付いてもよくあるトラブル等と判断して見逃したりしやすい。そのような特徴から、「深刻ないじめ」は、どの学級にも、どの子にも起こりうるものである。

「いじめ」が起こる要因として大きいのは、「友人ストレス」「競争的価値観」「不機嫌怒りストレス」の3つである。

### ③ 学校の「いじめ」に対する認識

いじめは人間として絶対に許されない行為であるが、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうることである。従って、学校と家庭が子どもたちとのふれ合いを大切にし、危険信号を見逃さないように努めていくことで未然防止につなげていく。

万が一、「いじめ」の兆候を発見したときは、家庭と連携しながら被害者の立場に立って、解消するまで丁寧に対応していく。

## Ⅱ. いじめ未然防止への手立て

### ① 「いじめ」の早期発見・早期対応

6月と11月の年間2回「Q Uテスト」を実施することによって、児童の学級における位置付けや人間関係をつかみ、いじめの早期発見・早期対応に役立てる。実施後、職員会議等において全職員で共通理解を図り、学校体制で、指導・支援していくことを確認する。

4月末・6月末・10月末・2月末には、「心のアンケート（いじめアンケート）」を実施することによって、児童の心の変化や様々な不安要素を把握する。アンケート実施後には、各担任が全員を対象に教育相談を行い、相談にのったり、助言を与えたりする。アンケートの内容によっては、担任同士で連絡を取り合っただけで対応するとともに、必要に応じて生徒指導主任も交えた複数体制で指導にあたる。

また、毎月行っている市への「問題行動等の報告」では、どんなささいないじめ事案でも報告することで、全職員に「いじめ問題は、小さな芽のうちに摘み取る。」という意識を植え付けていく。

### ② いじめを起こさせないよりよい環境づくり

上記にあるような「早期発見・早期対応」だけでは、一定の効果は期待できても自ずと限界がある。また、Ⅰの②でふれたように、児童は、生活の中で様々なストレスにさらされており、そのはけ口として他者を攻撃することも十分考えられる。それを防ぐためには、他者とかかわることを喜びと感じる体験が不可欠になってくる。

そのためには、日々の授業における「ペア学習やグループ学習での学び合い」、たてわり活動における「異学年との交流や6年生のリーダーシップ」などを通して、他の人とかかわることの楽しさや集団の役に立てたうれしさを味わわせ、自己有用感を高めていくことが大切である。

### ③ 悩みをもつ児童・保護者への支援体制の充実

毎月第3月曜日（原則）を「教育相談日」と位置付け、児童や保護者が自由に相談できる体制を整える。担任だけでなく、どの職員とも相談できるようにするとともに、スクールカウンセラーの来校日と一致させて、より専門的な支援ができるようにする。

### Ⅲ. いじめ発生時の対応

